

6/18 福

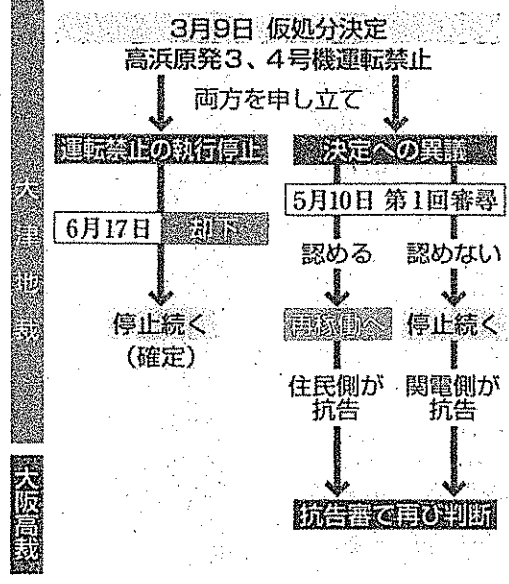
高浜運転差し止め継続

3、4号機

大津地裁 仮処分停止認めず

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の運転差し止めを命じた大津地裁の仮処分決定を不服として、仮処分の効力を一時的に止めるよう関西電力側が求めた執行停止の申し立てを大津地裁は十七日、却下した。住民側弁護団は「仮処分決定と同じ考え方が維持された」として、「異議審でも差し止め決定が覆るとは考えにくい」と運転停止が維持されることに自信を見せた。地裁では、執行停止の審理と、仮処分の取り消しを求めるとの審理が並行して行われ、いずれも三月の差し止め決定を出した山本善彦裁判長が担当。異議が

関西電力の今後の手続きの流れ



2015年 2月 2日	原子力規制委による適合性審査に適合
4月 7日	福井地裁が再稼働を認めない仮処分決定
4月 17日	関電が福井地裁決定に異議申し立て
12月 24日	福井地裁が異議審で差し止め決定を取り消し
16年 1月 20日	3号機が再稼働
2月 26日	4号機が再稼働
3月 29日	4号機が緊急停止
6月 10日	大津地裁が運転を差し止める仮処分決定
6月 11日	3号機の運転を停止
6月 18日	関電が大津地裁決定に異議と執行停止を申し立て
6月 19日	大津地裁が執行停止申し立てを却下

高浜原発3、4号機をめぐる経過

認められて仮処分決定が覆らない限り、3、4号機ともに法的に再稼働できない状態が続く。決定理由で山本裁判長は

い」とコメントした。

「東京電力福島第一原発事故の原因究明は道半ば。新規制基準に適合したこと自体で安全性が確保されたとは言えない」と指摘。新規制基準で原発の規制がどう強化され、関電がどう応えたかの説明も引き続き不足していると判断した。住民側は午後に見え、高浜原発3、4号機を「原発ゼロに道筋を開いた仮処分決定を今後も全力で守る」との声明を発表。井戸謙一弁護団長は「却下決定の理由は、仮処分決定の基本的な考え方から変わっていない。異議審も希望が持てる」と強調し、異議審の決定は「七月下旬〜八月ごろになる」との見通しを示した。

関電は申し立てで「決定は科学的、専門的知見を踏まえない抽象的な不安、危険にすぎない」と批判した上で「原発停止で一日三億円の著しい経済的損失が生じる」と訴えていた。取材に「執行停止の却下は誠に遺憾。異議審で早期に仮処分を取り消していただきたい